

令和6年4月から

「乳児家庭保育支援手当」の制度が変わります

- ・ 児童手当の所得上限限度額を超えた方も支給対象となります。
- ・ 父及び母の両方が育児休業給付金を受給していない場合は、所得に関係なく、父又は母のどちらでも申請することができます。
- ・ これまでは、受給者から2か月ごとに請求書を提出いただき支給していましたが、**請求書の提出を不要としました。**
- ・ 育児休業給付金の受給者については、**請求月の育児休業給付金支給決定通知書（写）**の提出も不要です。



支給予定日

支給対象月	支給予定日※
4月分・5月分	令和6年 6月20日（木）
6月分・7月分	令和6年 8月15日（木）
8月分・9月分	令和6年10月17日（木）
10月分・11月分	令和6年12月19日（木）
12月分・1月分	令和7年 2月20日（木）
2月分・3月分	令和7年 4月17日（木）

※4/1時点の予定です。金融機関の営業日等の関係で変更となる場合があります。

- ・ 支給予定日は、偶数月の第3木曜日です。
- ・ 支給についての通知はお送りしません。支給日後に、通帳記帳等でご確認ください。
- ・ 転出により受給資格を消滅したときなどは、随時支払いを行います。
- ・ 児童が、保育所等に入所されたときは、入所日の属する月（1日入所の場合は前月分）までを支給します。

必要な届出

○次の場合は、届け出が必要です。

- ・ 転出・離婚等により、受給者が児童を監護しなくなったとき（消滅届）
- ・ 受給者及び児童の住所や氏名を変更したとき（変更届）
- ・ 受給者が、仕事を退職し育児休業給付金を受給しなくなったとき（変更届）
※手当の支給額が変わる場合があります。必要な届出がされないまま誤った受給をしていた場合、手当を返還いただきますのでご注意ください。
- ・ 受取口座を変更したいとき（受給者の変更は原則できません）

○次の場合は、届け出は不要です。

- ・ 児童が、保育所等に入所したとき

子育てに関する相談窓口のご案内

各種、窓口へお気軽にご相談ください。

母子健康手帳、乳幼児健診、歯科健診、子育て相談日、産後ケア、離乳食講習会、医療費助成など	健康対策課 健康増進室 電話 0859-68-5536
乳児家庭保育支援手当、児童手当、保育所、ファミリーサポート、ショートステイなど	福祉課 福祉支援室 電話 0859-68-5534
乳幼児と保護者の交流の場（にこにこ土曜日、わくわくひろば、マタニティー＆ベビーひろば、出張子育て支援センター、すくすくひろば）	子育て支援センター （パルプラスオン内） 電話 0859-39-8011